

平成31年4月から肉用繁殖雌牛の ヨーネ病検査が始まります

岐阜県では、牛のヨーネ病の定期的な検査は、乳用牛を対象に実施していましたが、しかし近年、肉用繁殖雌牛での発生が全国的に増加傾向であることから、平成31年4月より、乳用牛に加え、肉用繁殖雌牛を検査対象とすることとしました。

岐阜県の肉用牛を守るための対策となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

ヨーネ病とは

牛に頑固な下痢を起こさせる細菌性の慢性伝染病です。感染牛の糞便から経口感染し、数ヶ月～数年後に発症します。発症前であっても菌を排出しているため、感染が拡大しやすい病気です。治療法が存在しないため、家畜伝染病（法定伝染病）に指定されています。

検査の内容

対象牛：搾乳のために飼養している6カ月齢以上の乳用牛
繁殖のために飼養している6ヶ月齢以上の肉用雌牛

検査方法：血液検査（ELISA法）

検査手数料：**350円 / 頭**

（証明書が必要な場合は別途証明書交付手数料350円）

検査の日程

市町ごとに、2年に1回のサイクルで行います。

実施区域は毎年指定します。H31年度実施予定地区は下記の通りです。

肉用牛：高山市（一之宮町、久々野町、朝日町を除く地域）、白川村

乳用牛：飛騨市、下呂市

※H32年度は上記以外の区域で実施予定です。

ヨーネ病と診断された場合には

患畜となった牛は、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分します。

患畜に対しては、国から手当金が支払われます。

患畜摘発後は、定期的に同居牛の検査を行い、清浄性を確認します。

※乳用牛はこれまで通り2年に1回ヨーネ病検査を行います。

※県外からの導入牛は、随時検査を実施しますので、家畜保健衛生所へご連絡ください。

○飛騨家畜保健衛生所 〒506-8688 高山市上岡本町7-468

T E L : 0577-33-1111 (内線405) F A X : 0577-32-9019